

令和 8 年度

埼玉県立小児医療センター
看護師特定行為研修

受講者募集要項 11 月期生募集用

埼玉県立小児医療センター

1. 特定行為研修の目的・目標

埼玉県立小児医療センター看護師特定行為研修は、病院の理念・基本方針に基づき、地域医療を支え子どもたちの未来のために、専門的な知識や技術を習得し、安全に配慮しながら患者にタイムリーな医療・看護が提供できる看護師を育成する。

研修目標

1. 地域医療及び高度医療の現場において、迅速かつ包括的なアセスメントを行い、当該特定行為を行う上での知識、技術及び態度の基礎的能力を養う。
2. 地域医療及び高度医療の現場において、患者の安心に配慮しつつ、必要な特定行為を安全に実施できる基礎的能力を養う。
3. 地域医療及び高度医療の現場において、問題解決にむけて、多職種と効果的に協働できる能力を養う。

2. 修了要件

本研修を修了するためには、次の条件を満たすこと。

- 1) 共通科目を全て履修し、筆記試験もしくは観察評価に合格すること。
- 2) 1) 修了後、選択した区分別科目を履修し、一部の科目では実技試験に合格すること。

※本研修修了者には、保健師助産師看護師法第 37 条の 2 第 2 項 第 1 号に規定する特定行為及び同項第 4 号に規定する特定行為研修に関する省令に基づき、修了した特定行為区分ごとの修了証を交付し、研修修了者の名簿を厚生労働省に提出する。

3. 定員

特定行為区分	区分の定員	受講定員
呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）	10 名	合計 10 名
ろう孔管理関連	10 名	

* 1 区分から受講可能、複数区分受講可

4. 研修期間と募集期間

研修期間：令和 8 年 11 月 1 日から令和 9 年 8 月 31 日

共通科目を修了後に区分別科目 * を受講開始する。

なお、在籍期間は、最長 2 年間とする。

* 症例数が満たない場合や受講者の諸事情（病気など）が生じた場合は、修了の延長を認める。

募集期間 令和 8 年 8 月 24 日（月）から令和 8 年 9 月 11 日（金）正午必着

5. 研修内容と時間数

研修は、共通して学ぶ「共通科目」と特定行為区分ごとに学ぶ「区分別科目」に分かれており、講義、演習または実習によって行われる。

1) 共通科目(必修科目): 特定行為区分に共通して必要とされる能力を身につけるための科目(研修期間: 6 か月)

科目	時間数				
	講義	演習	実習	評価	合計
臨床病態生理学	29	1		1	31
臨床推論	26.5	16	1	1.5	45
フィジカルアセスメント	17.5	8.5	13.5	5.5	45
臨床薬理学	32.5	11.5		1	45
疾病・臨床病態概論	37	3		1	41
医療安全学/特定行為実践	24.5	14	4.25	2.25	45
合計	167	54	18.75	12.25	252

* 共通科目は e-ラーニングを中心とした講義を受講し、確認テストに合格する。演習は関連する e-ラーニング講義を履修したのち実施し、指導者の観察評価により合格基準を満たす。実習は関連する講義・演習を履修したのち実施し、指導者の観察評価により合格基準を満たす。その後、科目修了試験に合格する。

2) 区分別科目(必修科目):

各特定行為に必要とされる能力を身につけるための科目(研修期間: 4 か月)

特定行為区分	時間数				
	講義	演習	実習	評価	合計
呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連	7	—	5 症例	1 (OSCE)	8+ 5 症例
ろう孔管理関連	20	—	各 5 症例	2 (OSCE)	22+ 各 5 症例

* 区分別科目は e-ラーニングを中心とした講義を受講し、確認テストに合格する。演習は関連する e-ラーニング講義を履修したのち実施し、指導者の観察評価により合格基準を満たす。実習(患者に対する実技)は関連する講義・演習(ペーパーシミュレーション)・手技練習(模擬患者の活用、シミュレーターの利用等のシミュレーションによる学習)を履修したのち実施し、指導者の観察評価により合格基準を満たす。OSCE のある科目に関しては、実習(患者に対する実技)の前に OSCE に合格する必要がある。その後、修了試験に合格する。

●科目別試験で不合格の場合は再試験を実施する。ただし、2 回目の再試験となった場合、委員会において研修が継続可能か審議する。

6. 受講モデル

特定行為研修のスケジュール参照

7. 受講資格

次の①から③のいずれの要件も満たす看護師であること

- ①看護師免許を有すること
- ②看護師の免許取得後、通算 5 年以上の看護実務経験を有すること
- ③所属長の推薦を有すること
- ④指定する期間での実習ができること

8. 出願手続き

【提出書類】

- 1) 特定行為研修受講願書 様式 1
- 2) 履歴書 様式 2
- 3) 受講志望動機 様式 3
- 4) 勤務証明書
- 5) 推薦書 様式 4
- 6) 既修得科目履修免除申請書のコピーを提出してください。
- 7) 看護師免許(写) * A4 サイズで印刷して提出してください。
- 8) 合否結果通知封筒

郵便局でレターパックライトを購入し、二つ折りにして書類に同封してください。

※埼玉県立小児医療センターホームページから必要書類をダウンロードしてください。

※書類はすべて西暦で記載してください。

※提出書類の返却は対応しません。

【送付先】

〒330-8777

埼玉県さいたま市中央区新都心 1 番地 2

埼玉県立小児医療センター 看護師特定行為研修係

※必ず「郵便書留」で送付するか、直接持参のこと。

電話: 048-601-2200 (代表) 問合せ窓口: 総務担当

9. 選考方法

書類選考により行う。選考結果については、本人宛てレターバックライトにて郵送予定。
電話やFAXでの可否の問い合わせには対応しません。

10. 受講手続きと納付金について

受講手続き詳細については以下参照のこと。なお、納付金(消費税込)は、受講手続き終了後、本院から送付する納付通知書に基づき、振り込んでください。

受講手続き期間 令和8年10月14日(水)～令和8年10月23日(金)

納付金

①共通科目の受講料 一括 330,000 円

②区分別科目の受講料 一括 呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連 40,000 円
ろう孔管理関連 60,000 円

※納めた納付金は原則として返還しません。

※研修のための宿泊及び交通費等は各自にて実費負担となります。

●個人情報の取り扱いについて

埼玉県立小児医療センターでは「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、個人情報の適正な取り扱いに努め、安全管理のために必要な措置を講じております。出願および受講手続きにあたって提供いただいた個人情報は、選考試験の実施、合格発表、受講手続き、履修関係等の必要な業務において使用させていただきます。なお、当院が取得した個人情報は、法律で定められた適正な手続により開示を求められた場合以外に、本人の承諾なしに第三者へ開示・提供することはありません。

募集受講生の今後の日程(目安)

令和8年11月6日(金) 入講式・オリエンテーション

令和8年11月～4月 共通科目受講開始

令和9年5月初旬 共通科目修了判定

令和9年5月初旬 区分別科目受講開始

令和9年8月上旬 区分別科目修了判定

令和9年8月下旬 修了式

交通のご案内



病院へのアクセス（病院住所 さいたま市中央区新都心1-2）

●電車のご利用

J R 京浜東北線、宇都宮線、高崎線「さいたま新都心」駅から徒歩約5分

J R 埼京線「北与野」駅から徒歩約6分

※歩行者デッキをご利用ください。.....に沿ってお進みください。

〒330-8777

埼玉県さいたま市中央区新都心 1 番地2

埼玉県立小児医療センター 看護師特定行為研修担当

TEL. 048-601-2200(代表)